

疑義照会簡素化プロトコル【第2版】

松江赤十字病院

2017年12月25日 初版作成

2022年4月25日 第2版作成

疑義照会簡素化プロトコルについては、保険薬局での患者待ち時間短縮や処方医の負担軽減の観点から、包括的に薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意が得られたものとして扱う。

疑義照会簡素化プロトコルに関する問い合わせ先

松江赤十字病院 薬剤部 薬品情報課

受付時間：平日 8：20～16：50 電話番号：24-2111（代表）（内線：7386）

処方変更・調剤後の対応

<保険薬局>

- 処方変更して調剤した場合は、「疑義照会簡素化専用 FAX 送信状」を用いて、
 - ① 該当する変更内容にを入れる。
 - ② 変更内容を記載する。（院外処方箋の写しに記載して添付可）
 - ③ 変更理由を記載する。
 - ④ 松江赤十字病院 薬剤部に FAX（26-8988）する。
- 処方箋等に当該疑義が「事前合意・医師承認済み」であることを記録に残す。

<松江赤十字病院 薬剤師>

- 処方医が変更内容・変更理由を確認出来るように診療録（御報告）に記録する。
- 次回からの処方に反映させることが可能なものについては、オーダーリングシステム内の処方を修正する。

<松江赤十字病院 医師>

- 薬剤師が処方を修正した場合、医師は事後承認する。

院外処方箋における処方医への疑義照会不要項目

プロトコル運用にあたっての前提と基本的注意事項

- ① 松江赤十字病院と事前に合意契約を行うこと。
- ② 保険薬局での運用においては、患者の不利益にならないように、十分説明した上で必ず同意を得てから行うこと。
- ③ 医薬品の安全性、患者の利便性に限定されるものであること。
- ④ 「変更不可」の記載がある場合は、その指示に従うこと。
- ⑤ 麻薬、覚せい剤原料、抗腫瘍剤は下記合意項目に関わらず疑義照会すること。

銘柄、局方品

- ① 成分名が同一の銘柄変更
例) 先発品 グラクティブ錠 50 mg ⇔ 先発品 ジャヌビア錠 50 mg
後発品 フロセミド錠 20 mg「武田テバ」⇔ 先発品 ラシックス錠 20mg
 - 先発品間での変更可
 - 後発品から先発品への変更可
 - 適応症が同一の場合のみ可
 - 薬価が上がる場合は患者にその旨を説明し、同意を得てから行うこと
- ② 局方品の屋号変更
例) 酸化マグネシウム原末「マルイシ」 → 重質酸化マグネシウム「ケンエー」

規格

- ③ 規格変更
例) 5 mg 錠 1回2錠 ⇔ 10 mg 錠 1回1錠
例) 10 mg 錠 1回0.5錠 ⇔ 5 mg 錠 1回1錠
例) プロスタンディン軟膏 0.003% (30 g/本) 1本 ⇔ (10 g/本) 3本
 - 適応症が同一の場合のみ可
 - 薬価が上がる場合は患者にその旨を説明し、同意を得てから行うこと
 - 湿布、テープ剤の単位・枚数変更は不可

別紙

剤形

④ 内服薬の剤形変更

例) ワンアルファ錠 0.5 µg 2 錠 ⇔ アルファロール散 1 µg/g 1.0 g

例) 【般】 ロスバスタチン口腔内崩壊錠 5 mg ⇒ クレストール錠 5 mg

- 用法用量が変わらない場合のみ可
- 一般名処方からの変更可
- 適応症が同一の場合のみ可
- 安定性、溶解性、体内動態等を考慮して行うこと
- 薬価が上がる場合は患者にその旨を説明し、同意を得てから行うこと
- 軟膏剤からクリーム剤、クリーム剤から軟膏剤の変更は不可
- パップ剤からテープ剤、テープ剤からパップ剤への変更は不可

用法

⑤ 漢方薬、EPA 製剤、プリンペラン、ナウゼリンの食後投与

例) 大建中湯 毎食後 → 毎食後のままで調剤可

例) プリンペラン錠 毎食後 → 毎食後のままで調剤可

- 保険薬局薬剤師が用法に合理性があると判断できる場合のみ可

⑥ 消炎鎮痛貼付剤の使用部位を医師が口頭指示している場合の使用部位の追記 (薬歴上、もしくは患者面談で使用部位が明確な場合)

例) モーラスパップ 1日1回 1回1枚 部位 適宜 貼付 → 部位 腰 貼付

調剤指示

⑦ コンプライアンス向上等の理由により無料で行う一包化

⑧ コンプライアンス向上等の理由により無料で行う半割、粉碎

- 安定性、体内動態等を考慮して行うこと
- 一包化加算、自家製剤加算、嚥下困難者用製剤加算を算定する場合は、必ず直接医師に疑義照会すること

日数適正化

⑨ 月1回、週1回、週3回製剤が連日投与の処方薬と同一日数で処方されている場合の処方日数の適正化

例) (他の処方薬が14日分処方の時)

リセドロン酸 Na 錠 17.5 mg 1週間に1回、起床時 14日分 → 2日分

エベレンゾ錠 50 mg 1日1回就寝前、月・水・金に服用 14日分 → 6日分

残薬調整

⑩ 残薬調整（短縮のみ可、延長不可）

例) マグミット錠 500 mg 30 日分 → 25 日分（5 日分残薬がある場合）

例) ロキソプロフェン Na テープ 100 mg 5 袋 → 3 袋（2 袋残薬がある場合）

- 院外処方箋備考欄の「保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応」の“保険医療機関へ疑義照会した上で調剤”に処方医のチェックがある場合は、必ず直接医師に疑義照会すること
- ノンコンプライアンスが原因で投与日数を調整（短縮）した場合は、患者に適切な指導行うこと
- 処方削除（0 日分）する場合は、必ず直接医師に疑義照会すること

配合剤

⑪ 服用歴のある配合剤を単剤の組み合わせから元の配合剤への変更

例) (薬歴上) ミカムロ配合錠 AP 1 錠

(今回処方) ミカルデイス錠 40 mg 1 錠

アムロジピン OD 錠 5 mg 1 錠

→ミカムロ配合錠 AP 1 錠